2014 ふくやま人権大学















	2014 ふくやま人権大学 講師一覧 ・・・・・・・・・・・	Ρ	2
t	ブミコース		
	「続・誰も教えてくれなかった部落問題」		
	「『ワタシと同和問題の出会い・・・』		
	~人権平和資料館見学から思うこと~」・・・・・・・・・・	Ρ	3
	「『ワタシの知らない社会の中で・・・』		
	~この社会の現実を知ることから~」・・・・・・・・・・	Ρ	4
	「『ワタシの生き方をみつめる』		
	~この社会をどう生きる~」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	6
	「気づいていますか?見えない障がい者差別」		
	「見えない障がいとは?」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	8
	直撃インタビュー「聞いてほしい,私たちの願い」・・・・・・	Ρ	10
	「障がい者差別をなくすための必須アイテム		
	- 障害者差別解消法がめざすもの-」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	14
	「『青年発 社会とのつながり方』		
	~私が『素敵なおとな』であるための学びです~」		
	「人権問題と出会う・・・講師の活動発表とディスカッション」・・・	Ρ	16
	「受け止め方と解決の可能性・・・ディスカッションとまとめ」・・・	Ρ	17
	アンケート集約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р	18

2014 ふくやま人権大学 講師一覧

ゼミコース

「続・誰も教えてくれなかった部落問題」コース

講師 田中 淳雄さん(福山市人権平和資料館 副館長)

コーディネーター **岡野 保洋**さん

「ワタシと同和問題の出会い・・・」

講師 高橋 雅印 (福山市人権推進課)

「ワタシの知らない社会の中で・・・」~この社会の現実を知ることから~

講師 河渕 千代子さん

「ワタシの生き方を見つめる」~この社会をどう生きる~

「気づいていますか?見えない障がい者差別」コース

講師 高橋 実さん(福山市立大学 教授)

「見えない障がいとは?」

講師 高次脳機能障がい友の会 福山ラポール

直撃インタビュー「聞いてほしい、私たちの願い」

講師 横藤田 誠さん(広島大学)

「障がい者差別をなくすための必須アイテム

- 障害者差別解消法がめざすもの- 1

「『青年発 社会とのつながり方』

~私が『素敵なおとな』であるための学びです~! コース

講師 **星田 祐希**さん (Riverside Groove 実行委員会)

コーディネーター **山口 健一**さん(福山市立大学 講師)

「人権問題と出会う・・・講師の活動発表とディスカッション」 「受け止め方と解決の可能性・・・ディスカッションとまとめ」

同和問題ゼミコース 2月13日, 2月20日, 2月27日

「続・誰も教えてくれなかった部落問題」

第1回(2月13日)

「『ワタシと同和問題の出会い・・・』〜人権平和資料館見学から思うこと〜」 講師 田中 淳雄さん(人権平和資料館 副館長) コーディネーター 岡野 保洋さん

1 はじめに

同和問題ゼミ『続・誰も教えてくれなかった部落問題』は、2013年度からの続編として実施。若年世代の「学校教育の中でも教えてもらってない」「部落差別はまだあるのか?」の思いにどう答えていくのかが大きな課題でした。昨年度のまなびをさらに継続していきながら、本講座では、それぞれの出会いに気づく、部落問題を正しく知る、自分との関わりを考える、そしてあらゆる人権問題の解決に向けて主体者となることを目的に継続して実施しました。

2 人権平和資料館見学~歴史をふり返る~

福山市人権平和資料館は、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決と、人権の確立、恒久平和の実現に向け、ともに学び合っていくための学習の場として1994年に開館。10年前に、一部の展示をリニューアルし、展示内容を充実してきました。本講座は「同和問題と自分との関わり」をねらいに、2階「人権部門」の展示室を中心に見学をしました。

■部落の歴史と解放のあゆみ ■差別の現実とわたしたちの課題 ■人権文化が根づいた社会をめざして ■豊かな明日をもとめて 厳しい差別の中で人はどう抗い,人間の尊厳を求めて生きてきたのかを,歴史を追ってひもときました。田中副館長は『人

権平和資料館は、一人ひとりの人権を大切にするというメッセージを発信している館、過去からしっかり学び、その過ちを二度と繰り返さないために現在に活かしてほしい。』とくくられました。

3 それぞれの出会いを語る

「自分と同和問題との出会いを探る」

講座の目的のひとつである、自分の出会いは何か?どこか?について、前段の資料館見学をとおしての感想や疑問も含めそれぞれグループで話し合いました。世代の違いや、その時々の社会意識、生活環境、受けた教育、さまざまな出会いの違いが、出会いや意識の違いにつながっていました。同和教育を受けていない世代では、「なんとなくわかるが、まだ差別はあるのか?何が差別なのかよくわからない。」とは言うものの、若年世代はインターネットやSNSなどの情報からの知識を得ていることもわかり、「事実を知ること・向き合うことの大切さを教えられた。」特に"書き込み"に見られる悪質な掲示板の実態を目の当たりにしたこと、日常生活の中で"部落"を虐げるような発言を聞いたり、知り合いが結婚差別や就職差別にあったことなどの意見がありました。最近では、ヘイトスピーチによる誹謗・中傷の現実を知らされたこと。知りながら、気づきながら、見ていながら行動できない自分自身への苛立ちがあること、多数のまちがった意識がひとつの意識を形成す

ることへの疑問などの思いが交わされました。仕事を通じてまなぶ、当事者の思い,人と しての生き方や,この社会の歩みなどグループごとにそれぞれの出会いを交流しました。





4 まとめ 『差別はまちがいなくある~まなびのシステムの構築を~』

学区で実施されている住民学習の継続的取組,学校においては同和教育・人権教育のまなびの中で部落問題を取り上げ学習の積み重ねや当事者からの思いにまなぶ機会も大事にしてきた歴史があります。まちがいなく『差別』は存在しています。しかしながら『差別は見えにくくなってきている。見ようとしない,気づこうとしない』そんな現実もあります。

まちがいなく存在する『差別』に立ち向かう ため、正面から取り組むため、何より自分自身 の人権感覚をみがく場、人としてこれからどう 生きていくかを考える場=**まなびのシステム**の ひとつとして学習の場が存在します。きっかけの 場が必要です。

第2回(2月20日)

「『ワタシの知らない社会の中で…。』~この社会の現実を知ることから~」 講師 高橋 雅和さん(福山市人権推進課)

1 はじめに

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000年(平成12年)12月に施行され、第5条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と記されています。現在、地域で行われている住民学習会や企業での研修が数多く行われていることは、この法律に基づいて実施されています。



また、人権意識は高まってきているものの、児童虐待、DV、インターネットを悪用した差別的な書き込み、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件など、今日的な課題も存在しています。今回は、インターネット上での人権問題についてふれていきたいと思います。

2 人権教育・啓発に関する基本計画

〇2002年(平成14年)3月,法律に基づいて基本計画ができました。 その中の"第1章 はじめに"では、「人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。」と記されています。国もこの基本計画に基づき、 人権教育・啓発の施策を取りまとめた「人権教育・啓発白書」を毎年発行しています。

3 人権文化が根付いた地域社会の実現にむけて

〇福山市人権施策基本方針(改訂版)の基本理念を「人権文化が根付いた地域社会の実現」とし二つの柱を掲げています。一つは、"すべての人に優しいまちづくり"として、ユニバーサルデザインの視点ですべての市民のみなさんがお互いに理解し、尊敬し合いながら生きる社会をめざしています。もう一つは、"市民の主体的参画による協働のまちづくり"として、市民・団体・企業も含めそれぞれの責任と役割を分担し、対等な立場で連携し、補完しあいながら人権文化が根付いた地域社会の実現をめざして取り組んでいます。「人権教育・人権啓発」についても、すべて行政主導ではなく、市民のみなさんと一緒になって人権問題解決にむけて、意見交換をしながら協働の視点で取り組んでいます。

4 高度情報化社会における人権問題



- 〇高度情報化社会における人権問題については,
- ①住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策
- ②インターネット利用上のモラル向上に向けた教育・啓発の推進
- ③国等関係機関への法制度整備の要望
- ④人権侵害情報の早期発見,削除要請の取組 について,推進の方向としているところです。

5 福山市人権推進課の検索体制

〇福山市人権推進課では、2008年度からアクセス制限のないインターネット回線を設置して掲示板の管理者等へ削除要請をしています。毎日1時間程度の検索をしていますが、 行政だけでは十分な対応ができないため、団体や市民のみなさんからも情報をいただきながら実施しています。

6 インターネットを使った人権侵害の実態

〇2011年11月,飲食店の一部店舗で高校生が店から注意を受けたことに腹を立て,イスを占領するなどをして大騒ぎし,制服での入店を制限されることが報道されました。

この記事がニュースとして掲示され、自由に書き込みがされていました。そこには具体的な高校の名前や先生の名前をあげて悪口が書かれてあり、賎称語を使用した誹謗中傷が繰



り返されていました。これに対して2011年12月20日~28日までの間に計27回, 79件の削除要請を行いました。しかし、削除しては同じ内容を繰り返し書き込むという 極めて悪質で、扇動的、挑発的な事例でした。法務局にも連絡して対応を協議しましたが、 このニュースは2週間経つと掲示されないシステムのため書き込み自体も終わりました。 通常の掲示板だけでなく、この様なニュースに関しても自分の意見を書き込めるサイトに おいても、差別的な書き込みがされていたことがわかりました。

また、インターネット上における誹謗・中傷防止対策として、掲示板には書き込みのルールが設けてあり、差別を助長する書き込みについては削除できるシステムがありますが十分な対応とはなっていません。また、書き込みの削除を業務とした会社もあり、削除1件当たり2万円~などとホームページで紹介するなど、事業として成り立っている現状もあります。

7 広報ふくやま等による啓発記事

〇市では、「人権啓発リーフレット インターネットと人権」を、生涯学習課、各生涯学習センター、人権推進課の職員が協議しながら40、000部作成しています。主には

住民学習会で配布し、各種団体の研修や企業内研修に活用されています。また、「広報ふくやま 心のかけ橋」による啓発記事も掲載しています。



【参加者の声】グループ討議から

・インターネットでの情報は、よく見る人と見ない人がいると思います。以前は本を見たりして情報を集めていましたが、現在はインターネットが普及しているので、ネットでの情報収集が多くなっています。また、ネット上の言葉はどれが正しいかわからないまま拡散されているので、見極める知識が必要になってくるのではないでしょうか。

・掲示板は探していないのに出くわすこともあります。そういった所へ書き込む人たちの 背景には何があるのかを考えていきたいと思いました。

第3回(2月27日)

「『ワタシの生き方を見つめる』~この社会をどう生きる~」

講師 河渕 千代子さん



1 はじめに

被差別部落に生まれて育ちました。私が生まれて間もなく同和対策 審議会答申がはじまり、法律が成立しました。小学校1年生から隣保 館に行くようになり、解放教育を受けてきました。現在は結婚し、2 児の母です。

2 家族の生き方を見つめる

父は母との結婚の際にひどい差別を受けました。母は無理やり連れ戻されそうになったところを抜け出して、父の元に戻りました。でもたった一人で部落の中に飛び込んで、お父さんを信じて生きるということは大変なことでした。父の親戚からは、「あなたは一般(部落外)から来た立場や目線、態度で私たちを否定するんでしょ」といじめられたそうです。

そんなしんどさがあったからこそ,私に「お母さんは一般だから,あなたの半分は部落の血じゃない。それは逃げ道になるよ」と言ったことがありました。私を守ろうという思いがあったのだと思います。当時解放運動の中で,部落の人たちはどんどん元気になっていきました。でも一般から部落に入ってきた者からすれば,わからないことだらけ。どうした



らいいのか。自分は差別者になってしまう。だけど子どもたちは部落の人間…。その合間に母は揺れたんだと思います。それを覆すのは、私自身や弟自身の生き方だろうと私はその時に思いました。

父は部落の中で逃げることなく、一生懸命家族のため地域のために生きていく姿を、いつも私に見せてくれました。人と人がつながることによって信頼が生まれる。差別をするのがどんなに恥ずかしいことかをその生き方を介して教えてくれました。そんな父を見て私自身も、部落に生まれてよかった、逃げずに生きていきたいとの思いを強くし、中学・高校と同盟休校を打ち、自分の出自をみんなに明らかにしていきました。そんな私の姿を見て母はどんどん部落に浸透していきました。それからは母も逃げずに生きてきました。

この世に生を受けて生まれてきた人間は、誰一人として否定されることはありません。 どんな出自であっても、その命を大事にして生きていく権利があります。そのことを教え てくれたのは、生まれ育ったまちであり、自分の父母であり、その家族であったように思います。

3 私の生き方を見つめる

自分の中でいろんなことが整理できるようになったのは、大学を出て、子どもの現場に立 つようになってからです。何であの時こんなことができたのかということを常に頭に置い て、だんだんと落としながら自分の血や肉にしていった気がします。それは経験だったり、 日々向き合う時に、差別から逃げない自分がいて、人を愛する自分がいて、人のしんどさ がわかる自分がいて、そういう積み重ねの中でできたような気がします。

生きていく力というのは、自分がそこに生まれたことをうれしいと思うこと。ふるさとを否定したところからは、地域力は上がりません。ここに帰ってきたらみんなが支えてくれるし、あったかいものが残っているし、自分もしっかりすることができる。というのがふるさとです。

お互いを気遣い、お互いを励まし合うその強みは、 やっぱりしんどい思いをしているからこそ、踏まれた 者だからこそ、しんどい思いを人になすりつけない、 おさえつけない、温かい気持ちがそこにはあったから だと思います。命の温かみの伝承は、その虐げられた 人間だからこそできる、誇りだと私は思います。誇り が持てるというのは、あなたが生まれてよかった、あ なたはあなたでいいんだよって、いつも地域や父や母 や周りの人たちから応援されたからだと私は思います。



【参加者の声】

- ・部落問題って何?正直知らないところがたくさんあったので、今回の学習が次につなげていくきっかけになりました。感性を身につけていくということは難しいと思いますが、正しく知っていくことが大切だなと感じました。自分の中だけにある価値観にとらわれず相手の立場になって思っていけるような人になりたいと感じました。
- ・昨年度も今年度も参加しました。現在、友達が部落問題に関わっています。自分が子ど



もの頃から部落という言葉を聞いたことはあったけど 実際に何なのかよくわかりませんでした。でもそれが 実際に自分たちに関わってくるんだと思った時に知り たいと思うようになりました。

ここに来ている人たちは温かいなと思います。ここに 来ている人たちに、自分の思いを話したら一緒に考え てもらえると思いました。

私たちは部落について勉強していない世代なので、 よく分かっていません。環境などは改善され、部落の

実態は見えにくい状況になっているけど、心の中の差別はまだ残っています。自分たちと同じように若い世代の子をもっとこの場に引っ張ってきて、話したり、一緒に考えられたらいいなと思います。

これからも自分が疑問に思うことを問い続けることが必要だなと思います。

ゼミコース 2月17日,2月24日,3月3日

「気づいていますか?見えない障がい者差別」

※この講義録では「障害」の表記については、法律名等固有名詞以外は「障がい」と表記していますので、正式名称と一部異なります。

第1回(2月17日)

「見えない障がいとは?」

講師 高橋 実さん(福山市立大学)

1 はじめに

発達障がいがある方々の課題のひとつは、困り感が見えにくいということです。体が 不自由であれば、それは困難が見えます。目が不自由な方や、聴覚障がいの方も困り感 が見えにくいです。これは、想像以上に大変なことです。

今日は「考え方の問題」を中心に、発達障がいの人とどう関わったらいいのかという ことをお話しようと思います。

2 「インクルージョン」と「インテグレーション」



皆さんもご存じだと思いますが、金子みすずさんの詩で「私と小鳥と鈴と」という詩がありますが、インクルージョンの理念というのは、これに近いようなものがあります。

以前は障がい児と健常児が共に学ぶということについては、インテグレーションという考え方がありました。インテグレーションという考え方は、健常児と障がい児を共にするけれど、健常児と障がい児

を二者択一に分けるのです。こうなると、少数派である障がい児が健常児に合わせないと いけなくなりがちです。

インクルージョンという考え方は、障がいとか非障がいというような分け方をせず、一人ひとりのすべてが違う個性を持っている存在であるというふうに捉えます。そして、一人ひとりのニーズに合わせて支援しつつ、共に育ち、共に生活する。そういう考え方がインクルージョンの考え方なのです。

3 「障がいの考え方の転換」

2011年に、障害者基本法が改正され、ここで障がいというものの考え方が、大きく 転換します。今までは、障がいがあるということは、その人自身がなんらかの生活に困難 があるということが、障がいであるという考え方に立っていたわけです。

現在は、個人ではなく、社会の側に生活を困難にする障がい(障壁)があって、それに

対する合理的配慮がなされないことが差別なんだという ふうに転換したのです。すなわち、本人ではなく、社会に 障がいの原因があるんだという考え方に転換したわけで す。この考え方を、障がいの「社会モデル」といいます。

この考え方を実効性のあるものにした法律が、2013 年6月に可決した障害者差別解消法です。障がいのある方 が通常の市民と同じように生活できないその障壁が障が



いであって、本人ではなく、その障壁自体が障がいなのだという考え方で、そのためには合理的配慮が必要となり、合理的配慮がなされないことが差別となります。例えば、車いすの方がいたら、エレベーターがあれば自分で上に上がることができますし、聴覚障がいの方がいたら、手話通訳や要約筆記があれば、今の話を普通に聞くことができます。それが合理的配慮です。通常の市民と同等の生活が送れるように合理的配慮を行うことが、平等であり、その合理的配慮がないことが差別であると考え、その差別を解消することを目的とした法律が、障がい者差別解消法です。障がい者差別解消法では、その障がいがある人に対しての合理的配慮を必ず行い、それをしなければ、それが差別であるということを明確にしました。

ただし、公的機関では合理的配慮は義務化されたのですが、民間企業などでは、努力義務ということにとどまっています。そういう意味ではちょっと逃げ道がありますが、本人の中に障がいがあるということではなく、社会の方に障がいがあり、障壁があることが障がいなんだという考え方に立ち、法律ができたというのは大きな変化だと思います。

4 「違いを認め合う社会」

インテグレーション的な考え方ではなく、みんな一人ひとり違う側面があり、その違いを理解しあって認め合う社会にしなければ、なんの解決もできません。しかも、これからは、障がい者だけではなく、日本でも多様な人種の人たちが入ってくる可能性が高いので、多様な文化を尊重する社会であるべきだと思います。

特別支援の教育の中で、実践的にわかってきたことですが、子どもの苦手なことを改善させようとする方法だけの教育では、決して成功しません。子どもの苦手さを理解し、支援するとともに、その子の個性や持ち味を伸ばし、活かす支援をしてはじめて、子どもの力が伸び、生き生きと生活できるようになるのです。

それと同じように、少数民族の問題も、それぞれの文化を認めるだけじゃなくて、その文化の良さを引き出して、すべての人たちが活躍できる社会にしなければ、絶対にうまくいかないと思います。

すなわち、マイノリティーがマジョリティーに合わせなくてはいけなくなってしまう社会は、決してインクルージョンとして成功しない。むしろ、積極的にひとりひとりの個性を引き出すような取組をしていくことが、インクルーシブ社会の実現に効果があります。

当事者が当事者として活かされる社会というのが、求められているインクルーシブな社会であり、少数者をただインテグレートすればいいというわけではないのです。それぞれの個性と多様性を認め、その個性や多様性が良さや持ち味として認められ、引き出される社会にしていかなければならないのです。学校教育でもそうだし、一般社会すべてがそうで、手を差し伸べるのではなくてその人を活かす、その手立てを一緒に考えるというのがこれから求められる、インクルーシブ社会のあり方ではないかと思います。

発達障がいの方も見えにくい障がいで、その特性を理解してあげないといけないけど、 それだけではダメで、やはりそういう方々の個性が活かされる、おもしろい個性が引き出 されなければいけないのかなというふうに思っております。

第2回(2月24日)

直撃インタビュー「聞いてほしい、私たちの願い」

講師 高次脳機能障がい友の会 福山ラポールのみなさん

1 高次脳機能障害について(さくらの丘クリニック作業療法士 小田 智治さん)



想像や判断など、人間特有の高い次元の能力の障がいのことを「高次脳機能障害」と言います。外見は以前とかわらないのに、脳が損傷され、その後遺症によって社会生活がうまくいかなくなってしまう障がいて、よく「見えない障がい」と言われます。

高次脳機能障害の原因は、脳出血や脳梗塞などで発症する「脳卒中」、頭をぶつけて損傷する「脳外傷」、ウィルスが原因で脳に炎症が起きたり、脳に十分な血液がいかず脳に障がいが残ったりする「脳炎・脳症」といった大きく3つにわけられます。

(主に前頭葉で起きる障がいの)症状としては、少し前のことや新しいことが覚えられない記憶障害や落ち着きがない状態である注意障害、作業を計画的にこなすことが難しい遂行機能障害などがあります。また、障がいが多種多様に重なることが特徴です。

対応方法としては次のようなことが挙げられます。記憶障害については作業手順を書いた紙を張ったり、スケジュール帳を使用したりして、見える化をする。注意障害については、同じく見える化をしたり、こまめに休憩をとったりする。また、遂行機能障害については、変化がないようなるベイルーチン化する。

なお, 高次脳機能障害は「見えない障がい」であるため, 周囲の方の理解が欠かせず, 継続的な支援が必要です。不安があれば, 専門機関で相談・受診してください。

2 当事者・ご家族の方による発表

(1) 高次脳機能障がい友の会福山ラポール

渡辺 紘昭さん(発表者:智行さんの父) 渡辺 智行さん(当事者)

【交诵事故】

19年前(当時21歳)に交通事故に遭い,頭部を電柱 で強打。危ない状態であったが,なんとか命はとりとめる。傷病名は脳挫傷,脳幹損傷で,現在の障害程度は,右辺麻痺,言語障害,高次脳機能障害(身体障害者1級認定)である。

【日常生活での問題点】: 高次脳機能障害によるもの

(高次脳機能障害は、患者によって、出てくる障がいが全く異なる。)

- ・病識が欠如しており、本人は「一人で生きていける」と考えている。
- ・固執性が強く、周囲の意見を聞き入れない。

【智行さんの長所】

- ・知っている人などには、自分のほうから挨拶ができる。
- ・家族の誕生日などの記念日では、プレゼントをしてくれることもある。

【今後の日標(長期日標)】

少しでも歩いてくれることを願っているが、将来については家族で悩んでいるのが正直なところである。どうしたらいいか、方向性がまだみえない。



【福山ラポールについて】

脳卒中などで、患者は今後増えると思われる。その人たちが集まれる場所にしていきたい。さくらの丘クリニックの先生のご指導とサポートのおかげで福山ラポールは存在し活動ができており、会員みんなが感謝している。これまで以上に、活発に活動していきたい。

(2) 高次脳機能障がい友の会福山ラポール

田村 陽子さん (発表者:知嗣さんの母) 田村 知嗣さん (発表者・当事者)

<知嗣さんによる発表>

2000年 6月5日を 境に 人生が ジェットコース ターのように スリルすぎる 人生に 変わりました。

私は 毎日 単純作業をしていますが、 時には 失敗しては 無駄に なったかな、 意味あるのかな、 それでも やるんだと 自分の心と 戦うこともあります。



家に帰って 毎日 日記を書きながら、 こんな生活にしよう と思い描く事も ありますが、 口にすると 実現できないことが 多いので ひそかに 心の中に とどめています。

障がい者は、 できないことが 少し多いだけで、 完全な人は、 誰もいません。 お互いに 理解し合って みなさん 友だちになってください。

<陽子さんによる発表> 知嗣さんの経過と心模様(一部抜粋)

2000年6月5日を境に人生が180度変わりました。それまではなに不自由ない高校生活を送り、ちょうどニュージーランドの修学旅行から帰って1週間目の通学途中の交通事故でした。

中途障害者,身体障害者手帳1級,精神(障害者)保健福祉手帳2級,四肢麻痺,体がとても個性的になってしまいましたが、心は180度かわっていません。

脳幹損傷,遷延性意識障害が1年半あり,四肢体幹機能障害,斜視,構音障害(口の麻痺),言語障害となり,4年間の牡絶な闘病生活を送りました。リハビリ入院後,高校2年生に復学しました。この復学を希望したのは,入院中ずっと励ましてくださった先生や友達のおかげが大きかったからです。友達が大学を卒業するまでは,絶対に高校を卒業するぞというあきらめない気持ちがあったからです。しかし,復学は脳にダメージがあるから授業妨害をするのではないかと,職員会議で何度も教員の対立があったようです。家族は岡山の特別支援学校の寄宿舎に希望をだしていましたが,4月に入り,急に保護者同伴での通学が認められました。弟と同学年でしたので,「同じ学校に来るな」と弟のほうは暴言を吐いていましたが,父母(私たち)は知らん顔をしていました。

勉強のほうでは、夜覚えたものがメモリ削除してしまいます。また早朝より覚えて、自 分の残存能力を駆使すると勉強のほうがおもしろくなったのか、入院生活が長かった本人 にとっては高校生活が楽しかったようです。卒業式には弟も協力してくれたり、サプライ ズで事故当時のお友達がたくさん来てくださって感無量になったそうです。

人間は、無限の能力を持っていると思います。少しずつ自分の頭で考えて、自分から行動範囲をひろげていって、そして元気がわきでて、生きている喜びもうまれてきたように親は感じます。

その後リハビリ目的で大学に通って私(陽子さん)は学生さんのお世話をさせてもらったり,卒論をみたりさせていただいて,あとは筋ジストロフィーのお友達と仲良くなって

サポートもして, 私も学生生活を楽しませていただき, あわせて6年間息子と学生生活を送りました。

将来的には弟が面倒をみてくれるとは言っているのですが、なかなか遠方ですので、どうなるかはまだわかりません。

今は、息子とともに生きて、そして息子らしく精一杯生きさせるために高次脳機能障がい友の会福山ラポールを立ち上げ、福山市駅家町のさくらの丘クリニックの関連の黎明会 グループの株式会社ホープで、親子で働いています。

大学生活後の生きがいとして,親子で趣味の旅行をしています。海外旅行にも行っています。このようにして,本人が楽しく過ごせるようにしています。

また、本人は「生きていくのは、たやすくないけど、自分だけの生き方を大切にして、明日の自分のために頑張ってます!」(歌詞)と毎日つぶやいています。

3 パネルディスカッション

岡村 仁志さん(さくらの丘クリニック事務長), 小田 智治さん 田村 陽子・知嗣さん, 渡辺 紘昭・智行さん

Q1. 実際の生活のなかで困ることはなんですか?

A. 渡辺 紘昭さん

車いすでの生活ということで困ることはありますが、高次脳機能障害ということで困ることはあまりありません。ただし、周囲との付き合いがほとんどできず、本来であれば家族が外に連れて出ればよいのですが、出ても会話が通じないため難しい点があります。

A. 田村 陽子さん

(知嗣さんが) 電動車いすに乗っていたとき に, すれちがった方がこちらを振り返り, にら



んできたこともあります。それでも、積極的に外に出るようにしています。

A. 岡村さん

(渡辺さんや田村さんのお話を聞いて,)「困っているのはその程度なのか」と思われた 方がおられるかもしれませんが、それは渡辺さんや田村さんらご家族の方々が高次脳機能 障害のことをちゃんと理解されているからです。もし理解をされていなければ、もっと困っていらっしゃるはずでしょう。

みなさんにお伝えしたかったこととして、周囲・近所に家で閉じこもっている方などがおられたら、「変な人がいる」と思うのではなく、「病気(障がいがある)かもしれない」という見方をしてもらえれば状況はかわると思います。そういう考え方を持っていただきたいです。

A. 小田さん

リハビリをするなかで、ご家族の方からよく言われることがあります。それは、高次脳機能障害の方が仕事をしていて、周囲から「サボっているのではないか」と言われてしまうということです。やはり、その方が高次脳機能障害であることを、周囲が理解することが大切であると思います。

Q2. 障がいに起因する差別体験について教えてください。

A. 渡辺 紘昭さん

外に出ることが少ないため、あまり感じません。

A. 渡辺 智行さん

親族から「身内に障がい者(車いすに乗る人)はいなかった」と言われ、ショックを受けました。

A. 田村 陽子さん

事故をした後、宗教関係のチラシがポストに大量に入れられるようになりました。人の噂は限りなくすごいんだな、とその時に思いました。

また、居住学区で、大きな交通事故があったときに、同じ学区の方から「おたくのようにひどい交通事故になるのかなあ」と面と向かって言われたこともあります。息子の事故から十数年経っていますし、今までもいろんなことがありましたし(高校のときに、〔親子で授業を受けることに対して〕先生から「授業妨害」と散々言われました。卒業式では、謝罪を受けましたが。)、どんなことを言われても、「そんなことはどうでもいいわ、生きていくので精一杯」と思うので、今では笑って過ごしています。

また、交通事故に遭い、現在闘病生活をしている知り合いのお子さんがいますけど、私の体験を話して、手が使えなければ大きな三角のシャープペンシルがあるよと教えたり、これを使って字を書いてみようと言ったりして、自身の経験を話すことができます。

「いい経験を息子からもらったな」と思います。それをまた伝承していけばいいと考えています。

Q3. これまでの周囲のサポート例や今後必要とするサポートを教えてください。

A. 田村 陽子さん

先日、ストーカー容疑で警察に捕まった知り合いがいますが、高次脳機能障害の方は「ちょっとあの人変じゃないの」と思われやすいです。

すぐに「キャー」と言ったりするのではなく、一呼吸おいていただいたり、ちょっと聞いてみたり(声をかけたり)していただけると非常に助かります。

A. 渡辺 紘昭さん

(車いす利用面でのサポートとして)車道と歩道の段差の改善がみられます。ただし, 公民館では、2階に行くには階段しかありません。

Q4. 福山ラポールについて, 教えてください。

A. 田村 陽子さん

さくらの丘クリニック地域密着型介護老人福祉施設「すず」(駅家町)で,第2日曜日13時から定例会を行っています。活動は不定期です。

福祉まつりでの出店や、そのための準備をしたり、クリスマス会をしたりしています。 楽しみながらみんなが本音を吐きだせればいいなと思っています。また、サポートして くださる方のご参加も大変光栄です。

お越しいただければ、なにか糧になることがあると思います。

安心してお越しください。

とにかく来ていただいたら温かくお迎えします。

第3回(3月3日)

「障がい者差別をなくすための必須アイテム―障害者差別解消法がめざすもの―」 講師 横藤田 誠さん(広島大学)

1 はじめに

「…社会は…さまざまな特質をもった人々…ともに存在することがノーマルな状態…いくらかの人々を締め出す場合, それは弱くてもろい社会である。」(1979年「国際障害者年行動計画」)この文章は、障がいを持つ私にとって大変実感する言葉です。

障害者差別解消法は、日本社会の障がい者に対する見方を 大きく変える可能性のある、重要な法律です。多くの人に知っていただきたいと思います。



2 「ポリオ」という生き方

1956年,芦田町に生まれ,生後7カ月の時ポリオ(脊髄性小児麻痺)にかかりました。5歳の時,当時広島市にあった肢体不自由児施設の若草園(後に東広島市に移転)に入園しました。施設での生活には宝物のような思い出もありますが,世間の障がい者に対する差別感情,障がい者同士の差別意識を露わにする場でもありました。

例えば慰問で訪れた方の「かわいそうに」というつぶやきからは、上から目線の障がい 者観を感じました。また、施設の子どもたちの間では谷の向こうの成人施設には「行きた くない」という話をよくしていました。大人が入る施設=そこで死ぬまで生活することを 意味するからです。そこに入るほかない重度の障がい者を私たちは差別していたのです。

今でも親友の脳性マヒの友は、障がいの重さでクラスが別々になった時の悔しさを大人になって語ってくれました。私は、当時は全く気付きもしませんでした。

障がい者同士だからといって必ずしもわかり合えるわけではありません。私は PPS(ポスト・ポリオ症候群)となり昨日できたことが今日できなくなって初めて、進行性障害のつらさを思い知らされました。筋ジストロフィーの友人の思いを本当にはわかっていなかったのです。わかろうとすることは大切ですが、わかった気になるのは怖いことだと思います。

3 障がい者の人権─過去と現在

中学校は福山に戻り、当時の福山養護学校へ入学しますが「普通の人」「普通の学校」に 劣等感を感じていました。松葉杖を使う自分が普通高校に入学したら新聞取材されました。 障がい者が「普通」のことをして新聞にまで取り上げられること自体が差別ではないかと、 当時から感じていました。

そんな中、社会科で日本国憲法に出会い、そこに描かれている理想主義と楽観主義に希望の光を感じました。障がい者にも人権があることを確信しました。13条に「幸福追求」という文言を見たときは驚きを隠せませんでした。希望と未来を手に入れた思いでした。憲法を学びたい想いが強まって法学部に進み、今に至ります。

憲法は様々な権利を保障しています。それを障がい者が持つことを否定する人はいないでしょう。でも、障がい者の人権は「理論」の上では保障されていますが、「現実」には保障されていませんでした。その現状を変えるには「新しい概念」が必要です。

平等についての「新しい概念」が、差別解消法に導入された「合理的配慮」です。

4 これって「差別」じゃない?

障害者差別解消法作成のための検討材料が具体的に意見書にまとめてあります。



障がい者というだけで公共施設でさえ使用ができない,肢体不自由者が使用できるトイレがない,手話通訳,点字等の情報手段が不足している,障がいを理由に雇用上の不利益を被る…。他にも,国家資格,家族形成,政治参加などさまざまな項目で差別的扱いが指摘されています。

例えば、車いす利用者がその仕事を遂行する能力はあるの に会社に段差が多いという理由で採用を拒否されたという場

合, 従来の「差別」概念では差別と認めるのは困難でした。平等のためには, スロープを つけてもらうなどの「合理的配慮」が必要です。

5 障がいをもつアメリカ人法

アメリカでは 1990 年にはすでに ADA(障がいのあるアメリカ人法)で「合理的配慮をしないことは差別」としてとらえていました。ハード、ソフト双方で便宜を図ることを義務付けています。ADAは「自立、選択の自由、自らの生活のコントロール、アメリカの主流への完全かつ平等な参加の機会」を保障したのです。

6 障害者権利条約

日本は 2014 年に障害者権利条約を批准しました。この条約では、「障害に基づく差別」 として「合理的配慮」が明記されています。"条約"は日本国内では憲法の次に守らなけれ ばならないというもので、法律よりも重たい意味があります。

そこで、2013年に「障害者雇用促進法」が改正され(2016年4月施行)、募集・採用に当たって、均等な機会の保障のために障がい者からの申出により「障害の特性に配慮した必要な措置」を講じることが定められました。ただし、「過重な負担」は「この限りではない」とされています。また、採用後においては、申し出の有無に関わらず「障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な」措置を講じることが明記されました。

7 障害者差別解消法

2013年に成立し、2016年から施行されるこの法律は、「何が差別に当たるのかの判断の物差しを提供する」ことを明確にしたものであり、当事者の声がより認められやすくなりました。

例えば、第7条には行政機関に対し「障害者の権利利益を侵害してはならない」とあり、 直接差別を禁止することに加え、「意思の表明があった場合」「合理的な配慮をしなければ ならない」と義務付けています。民間業者に対してもほぼ同様ですが、合理的配慮につい ては努力義務に抑えてあります。

「合理的配慮」の内容については、今後次第に明確化されていきますが、この法律によって、障がい者が平等な社会参加のために声を出し、社会がそれに耳を傾けるようになることを強く望んでいます。

8 障がい者を支える地域社会

厚労省は社会保障の基本的な考え方で自助・共助・公助に加え「互助」を掲げています。 法律による環境整備と併用で行うのが望ましく、障がい者の美化はよしとしません。大切 なのはみんなが関心を寄せることであり諦めずに「おせっかい」を焼くことです。そのう えで、当事者が申し出を断る権利も認めてほしいと思います。

アメリカでは肢体不自由な私に自然な声かけがありました。社会に障がい者が存在するから自然に接することができるのです。

ある障がい者が裁判終了後「困っている人がいたら助けてあげる」と語りました。誰で も人の役に立ちたいと思っています。障がい者だって非障がい者だって同じです。 ゼミコース 2月18日(水), 2月25日(水)

「青年発 社会とのつながり方」

~私が「素敵なおとな」であるための学びです~

講師 星田 祐希さん (Riverside Groove 実行委員会)

コーディネーター 山口 健一さん (福山市立大学 講師)

はじめに

人権問題と向き合うことは、私が「素敵なおとな」であるための学びです。だれか他の人のためにしてあげることではありません。差別や不合理、偏見がいっぱいある中で私たちは生きていかねばなりません。その中で「私」はどう生きるのか…「私」の問題なのです。青年があちこちで動きを始めると社会は流れを変えるかもしれません。

第1回(2月18日) 司会進行 篠田 洸希さん(福山大学)

【人権問題と出会う…講師の活動発表とディスカッション】

〇星田 祐希さんの活動発表

・「Riverside Groove に取り組んでいます!」

芦田川の河川敷でバンド音楽を楽しんだあと、気持ちをひとつにしたみんなで清掃や環境について考えるイベントです。福山には若者たちが遊べる所が充実していないなあと思ったのが始まりです。そして水質ワーストワンの芦田川をみんなで何かできないかと考えました。このイベントで何が得られるか…私は「ごみを捨てない人」になると思っています。大変な思いをしながらごみを拾っているうちに、ポイ捨てする人を見ると無性に腹が立つようになりました。



・「取り組んで思うこと」

イベントの前には近隣の家々にお知らせして歩きますので「地域」とのつながりができました。河川敷の使用申請で「行政」とのつながりができました。つながるためには自分が動かないとできないことを実感しました。つながった輪はあちこちにリンクして広がっていきます。いろんな人と知り合い話をするうちに相手を受け入れるということができる

ようになってきました。いろいろな人がいるから楽しいのです。つながりは消えてしまうのではなく、自分の生活を豊かにして戻ってきます。「自分から動く」ってすごく大事です。動くことで周りも動き始めるのですから。

Oディスカッション

3 つのグループに分かれて「人権という言葉からどんなイメージを持つか」エピソードを添えて出し合う。「人権は誰もがみな生まれながらに持っているもの」「身近なもの」「イメージがわかない」「人権のおかげで安心して生活できている」「外国のニュースにあった尊厳死の話題」などが発表された。次に「他のグループから出た話



題を聞いて自分はどう考えるか」をグループで出し合う。最後の振り返りでは「真剣に話し合えてよかった」「当たり前だと思っていたことを見つめ直す機会になった」「講師の発表から行動を変えると意識が変わるということを学んだ」などが出された。

Oコーディネーターからアドバイス

今日ディスカッションしたことが今日の成果。グループの中で出されたエピソードから、生きた言葉に触れることが、自分の中で人権意識を高めていきます。



第2回(2月25日) 司会進行 高橋 恵さん (福山平成大学) 【受け止め方と解決の可能性…ディスカッションとまとめ】

〇ディスカッション

3 つのグループに分かれ、6 テーマの中からひとつ話し合うテーマを決める。「障がい者の人権」「外国人の人権」「いじめ」をそれぞれのグループで選んだ。



●その問題はなぜ存在するのでしょうか?

「相手の立場に立てていない」「偏見がある」「かかわりがない」「家庭の教育」「集団的心理が働く」などの意見が出された。司会者から「排除の気持ちがうかがえますね」と投げかけがあった。

●実際に今どんな問題が起きていますか?

「被害を受ける側は、意思を伝えにくい、伝わりにくい」「就職問題」「教師が参加 していた葬式ごっこ」「ネットでの匿名による攻撃」などが出された。司会者から「い じめがしやすい現状になっている」との指摘があった。

●する側・される側の気持ちになって考えてください。

する側は、「利益中心で考えるからどんな差別もうまれる」「優越感、『上の人』意識」 される側は、「権利を主張したいけれど言うと居づらくなるから言い出せない」「他に相 談するといじめがエスカレートするから言えない」「一人追いつめられてかかえこむ」 などの意見がだされた。

●こういう問題って解決できると思いますか?



「解決していかなければいけない」「情報を補い合ってみんなが正しい意識を持つことが大切」「解決することはできないが、人とかかわることで問題を少なくすることはできる」「地域のかかわりを増やす」などの意見がだされた。司会者から「『地域』・『人との交流』・『意識』が共通している」ことの押さえがなされた。

●明日、自分がこうしたらよくなるじゃないかということを考えてください。

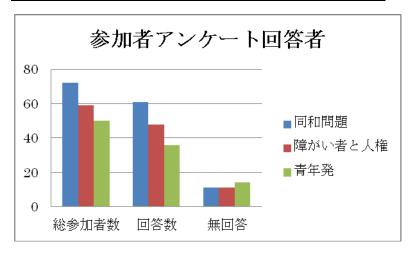
「正しい知識を身につけて周りに伝えていく」「隣人を思いやるところから始めよう」 「いつでもどこでも誰でもいじめは絶対にだめという意識にする」「近所付き合いを大 切にすることで味方が増える」などの意見がだされた。司会者から「行動を起こすとい うことですね」というまとめがあった。

Oコーディネーターからのまとめ

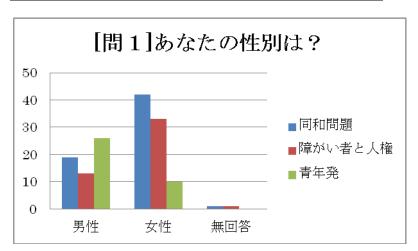
人権問題を放っておかない。なんとかしていきましょうよ,人間なんだから。それは 人間として必要なことなのだから。変えていかなければならないことの基準って何? …例えば「いじめはだめ!」そう,人間だからすべきことです。

アンケート集約結果

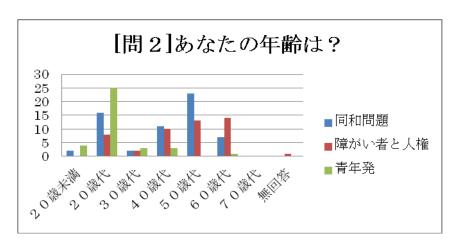
参加者アンケート回答数								
	総参加者数	回答数	無回答					
同和問題	72	61	11					
障がい者と人権	59	48	11					
青年発	50	36	14					
合計	181	145	36					



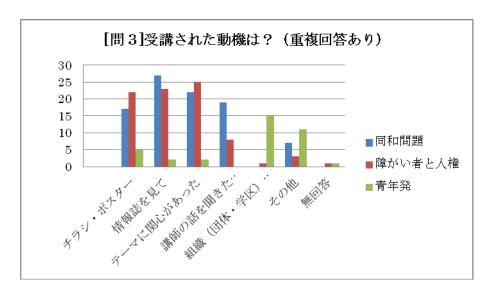
[問1] あなたの性別は?				
	男性	女性	無回答	
同和問題	19	42		1
障がい者と人権	13	33		1
青年発	26	10		0
合計	58	85		2



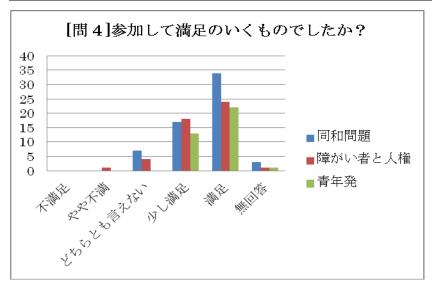
[問2] あなたの年齢は?								
	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	無回答
同和問題	2	16	2	11	23	7	0	0
障がい者と人権	0	8	2	10	13	14	0	1
青年発	4	25	3	3	0	1	0	0
合計	6	49	7	24	36	22	0	1



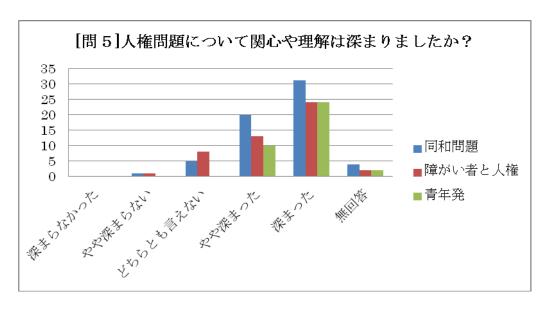
[問3] 受講された動機は?(重複回答あり)									
	チラシ・ポ 情報誌を スター 見て		テーマに講師の話を関心があ聞きたかっったた		組織(団体・学区)から	その他	無回答		
同和問題	17	27	22	19	0	7	0		
障がい者と人権	22	23	25	8	1	3	1		
青年発	5	2	2	0	15	11	1		
合計	44	52	49	27	16	21	2		



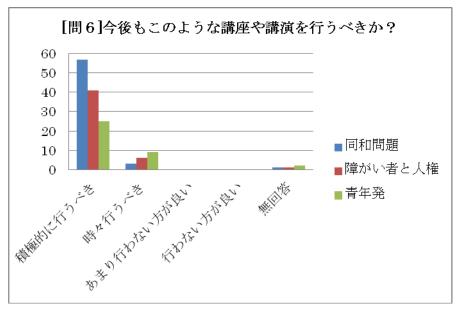
[問4] 参加して満足のいくものでしたか?								
不満足 やや不満 どちらとも言えない 少し満足 満足 無回								
同和問題	0	0	7	17	34	3		
障がい者と人権	0	1	4	18	24	1		
青年発	0	0	0	13	22	1		
合計	0	1	11	48	80	5		



[問5] 人権問題について関心や理解は深まりましたか?								
	深まらなかった	やや深まらない	どちらとも言えない	やや深まった	深まった	無回答		
同和問題	0	1	5	20	31	4		
障がい者と人権	0	1	8	13	24	2		
青年発	0	0	0	10	24	2		
合計	0	2	13	43	79	8		



[問6] 今後もこのような講座や講演を行うべきか?									
	積極的に行うべき	時々行うべき	あまり行わない方が良い	行わない方が良い	無回答				
同和問題	57	3	0	0	1				
障がい者と人権	41	6	0	0	1				
青年発	25	9	0	0	2				
合計	123	18	0	0	4				



2015年 (平成 27年) 9月発行

【問合せ先】 福山市市民局まちづくり推進部 人 権 推 進 課 TEL 084-928-1006